

多度津町農業委員会議事録

令和2年3月19日午前8時53分より午前9時34分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について（報告） |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

会長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	西山正美
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（2名）

8番委員	亀山均
13番委員	松浦俊正

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山 佳久
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

改めましておはようございます。

ただいまより多度津町農業委員会定例会を開会いたします。

開催当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

おはようございます。

暖冬から変わらず暖かいわけですが、特にこの季節になりますと本格的な春を感じる季節になりまして、桜のたよりも聞こえるようになりましたが、ごらんのようにきのう課長からちょっと、やっぱり丸亀にあったということで話がありまして、結果こういう形で。総会等については、また局長のほうからちょっと制度的なことを触れさせていただきたいと思えます。ということでございますが、年度末何かとお忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきまして御礼申し上げます。こういう時期でございます。先月あたりは、こういう風になるとは思わなかったわけですが、世界的な規模の非常に憂慮されているところでございますが、換気ということで、どっちかというたら職業柄空気のええとこで仕事ができるのは非常にありがたいかなあと思っているわけでございます。しかしながら、丸亀ということで、特段のご配慮ということでございます。

今後ともよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、亀山委員さんと松浦委員さんから本日所用のため欠席との連絡がありました。

本日は、農業委員14名中12人の方が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、秋山会長にお願いしたいと思います。よろしく願います。

議長

開会の部分は後でええかな。先に、始まる前にちょっとほんなら。

事務局長

実は、先ほど会長さんのほうからもご説明ありましたとおり、総務課とか課長会のほうで一連の行事等に関してどうするかということで、きのう話し合いが行われました。中止とか延期もしくは署名議決とかで対応できる場合は、極力そういった方向で考えてくださいという話やったんですが、国からの通知がありまして、農業委員会のほうにつきましては、議員の過半数が出席していないと成立しないということになっておりまして、また書面による決議っていうんもできないことになってお

ります。ですので、こういった実際に皆さんにお集まりいただいてやるか、もしくは各委員さんの家にカメラみたいなんを設置して、テレビとかでよくあるテレビ会議みたいな、ああいった形でないといけないということで通知がありました。そういったことから、ちょっと今回、ご連絡する時間がなかったというんもあるんですけども、通常どおりお集まりいただきました。

一応、今回はそういった形になったんですけども、またちょっとこういう状況が日々変わっておりますので、4月以降、その時々状況に応じてまた対応等させていただきながら、皆さんと連絡調整しながら対応していきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

議長

ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、署名委員の選出でございますが、7番の西山委員さん、9番の大谷委員さん、よろしくお願いたします。

それから、例によりまして、昨日の小委員会の報告のほうを中村委員さん、よろしくお願いたします。

14番委員

それでは、昨日の小委員会の報告のほうを報告させていただきます。

昨日の小委員会は、出席者は秋山会長さんを初め土田副会長さん、大島副会長さん、松井推進委員さん、そして私、事務局のほうからは亀山事務局長さん、吉田係長さん、西岡さん、計8名のほうで集まって行いました。まず最初に、現地確認ということで、全部で6カ所の土地を現地確認に行きました。

1つ目が、第2号議案に書かれてあります農地法第4条の規定による許可の取り消し願いの土地が1カ所、続いて議案第3号に書かれてあります農地法第3条の規定による許可申請についての土地が2カ所、第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請についての土地が3カ所、計6カ所それぞれ見て回りました。現地確認した結果、6カ所とも特に問題点はないのではないかとということになりました。

現地確認を終えて、この場所に帰ってきて、再度残された議案についても審議いたしました。残りの議案についても、特に問題点はないのではないだろうかということになっております。

また、この後皆様方で十分審議していただければと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解

約通知についてを議題といたします。

事務局、よろしく申し上げます。

事務局 議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきましては、議案第4号で農地法第5条にて転用予定となっており、番号3番につきましては、議案第3号で農地法第3条にて売買予定となっております。

以上です。

議長 議案第1号、今事務局説明あったように、後ほど案件として出てくるということで、また報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足としまして、取り消し理由につきましては、平成22年5月28日に許可を受けましたが、現況は農地であります。建設の予定もなくなったため、今回許可を取り消すこととなりました。

以上です。

議長 議案第2号、報告案件ということでございますが、昨日小委員会のほうでちょっとお話がございまして、勉強になるかと思うんで、ちょっと提案させてもらいますが、宅地介在田というような専門用語が出てきたわけですが、局長お願いします。

事務局長 今、説明があったとおり、現況は農地なんですけども、耕作放棄地とか、全然実際に作物が植えつけられていない状態で、半分宅地化しているというような状況です。登記地目は当然農地、田んぼのままになっとなんですけども、固定資産の課税上ではほぼ宅地ということで、宅地並みほどではないんですけども、ちょうど田んぼと宅地の間ぐらいの評価額になるのかなあとは思いますが、そういった課税状況になっている状態のことです。

議長 きのようにいろいろ質問等があって、審議している中にこの宅地介在田。私個人としては初めて聞いた言葉で、まあ勉強になるかなあという。

議案第2号は報告案件ということでご理解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該

当いたします●●委員さん、●●推進委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員・●●推進委員退席)

事務局

議案第3号をごらんください。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は農業廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となっております。

番号2番につきましては、譲り渡し人は生前部分贈与としており、譲り受け人は親より受贈となっております。

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと。農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第3号、皆様方のほうからご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思えます。

これ生前部分贈与とか、よろしいですか。もうせっかくの機会なんで、説明聞きたかったら、聞いてったほうがええから。

推2番委員

ちょっと教えてください。部分贈与という意味は。

事務局

通常であれば、納税猶予を受ける際に生前一括で贈与をされると思うんですが、今回、●●さんが新しい制度で相続時精算課税制度といたったものがありまして、贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算する制度なんですが、今回こちらを使うということで部分でも生前部分贈与でも大丈夫ということなので、今回こちらの申請になっております。

推1番委員

部分的でもいいわけ。

事務局

この相続時精算課税制度だったら部分でも大丈夫です。基本的には一括なんですが、新しくできた制度を今回活用されるということで申請が上がっています。

議長

新規に加わっただけやろう。

事務局

はい。

議長

今までの分に加わっただけやな、部分っちゅうのは。

事務局

そうですね。以前たしか納税猶予制度のパンフレットをお配りしてたと思うんですが、その一番裏面に載ってあるので、もしよかったらちょっと見ていただければと思えます。そちらのほう詳しく載っていま

すので。

- 議長 もう生前一括ばかり思いよったけんな、今までな。
- 推2番委員 今まではそれやったけんな。
- 議長 ほかにご意見等ございませんか。
- 推2番委員 メリットはあるのかな、これ使うたら。
- 事務局 多分、その人によって違うので。
- 推2番委員 後で相続もめたらいかん。わからんけどな、そのあたり。
- 議長 それを含めて。わしもそればかりと思ひよったんや。
- 推2番委員 わかりました。
- 議長 また、今事務局言うように、前の資料を見て、ちょっと一遍見てもろ
うて、ほんでわからんかったらまた勉強して、西岡さんに相談してくれ
たら。
- ほかにご意見ないようでございましたら、議案第3号を承認すること
にご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

- 議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

(●●委員・●●推進委員着席)

- 議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につい
てを議題いたします。

- 事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であるこ
とから第3種農地であると判断しております。転用理由として、非農家
の自己住宅となっております。まず農地の区分と目的につきましては
適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年5月1日、工事完
了は令和2年9月1日となっておりますので、転用の確実性は認められ
ます。資金計画ですが、造成費、建築費等で3,700万円となっており、
資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平
米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありませ
んが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であ
ると判断しております。転用理由として、貸露天駐車場となっております
ので、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しておりま

す。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年5月1日、工事完了が令和3年4月30日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、土地代で合計1,296万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発協議には該当いたしません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年5月1日、工事完了が令和3年4月30日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,600万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 議案第4号、皆様のほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言
いただきたいと思っております。

(なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認することにご異議ござい
ませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局 まず初めに、議案書の削除をお願いします。

番号1番から8番の契約者である●● ●●さんについてですが、先
日●●●●●となり、今回契約が成立しないため削除をお願いします。

それでは、議案第5号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。

貸付期間といたしましては、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして3筆、2,770平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、3月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたいと思います。

利用集積ということで、皆さん、ご質問等はございませんか。

(なし の声あり)

議長 特段ないということで議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、議案が終わったということで、その他報告案件ということで、事務局お願いいたします。

事務局長 それでは、事務局より7点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和2年度定例会開催予定について、4点目は利用権設定の更新通知について、5点目は令和2年度活動記録簿及び活動管理簿について、6点目は令和2年度当初予算について、7点目は残存小作についてです。

事務局 【その他7点について事務局より説明】

事務局長 そうしたら引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

4月の小委員会は、16日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは4番山崎委員さん、推進委員さんは1番堀家委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、17日金曜日、午前9時から第1会議室で行う予定です。署名委員さんは、10番三野委員さん、11番横關委員さん、12番矢野委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 以上で予定していたのは終わりということですが、閉めて次また改選に伴う勉強会ということでございます。全体通しまして皆さんのほうか

ら何かございましたらご発言いただきたいと思います。

(なし の声あり)

議長

特段ないようございましたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。